



既存住宅かし保険（中古住宅保証）申込書

合同会社 Y. STORY建築事務所 御中

申込日

年 月 日

■検査適合証を交付された以下の住宅の既存住宅かし保険（個人間売買）を申し込みます

受付番号（検査時に取得した番号です）	—	利用保険法人 <input checked="" type="checkbox"/> ハウスジーマン	
商品タイプ	保証期間		保証金額
<input type="checkbox"/> 既存住宅かし保険（個人間売買）	<input type="checkbox"/> 1年間	<input type="checkbox"/> 2年間	1000万円
*給排水管路特約を付帯しています			

1. 申込者情報

申込者お名前 <small>（法人のお客様の場合は 法人名も記入）</small>	フリガナ		
ご住所	〒		
ご連絡先	TEL :	携帯 :	
	FAX :	e-mail :	

2. 買主様情報（マンションの場合はマンション名、部屋番号もご記入願います）

買主様お名前	<input type="checkbox"/> 保証申込者様と同じ		
	フリガナ		
保証対象建物住所	<input type="checkbox"/> 保証申込者ご住所と同じ		
	フリガナ		
	〒		
保証書送付先	<input type="checkbox"/> 保証対象建物住所と同じ		
	〒		
ご連絡先	TEL :	携帯 :	
	FAX :	e-mail :	

3. 引き渡し予定日情報

売買契約日	年 月 日	お引渡し日 (保証開始日)	年 月 日
-------	-------	------------------	-------

4. 必要書類

必須書類	<input type="checkbox"/> 申込書	本 書
	<input type="checkbox"/> 売買契約書のコピー	全ページ
	<input type="checkbox"/> 契約内容確認シート	買主様の重要事項説明書・概要説明書のご理解を確認する書類
	<input type="checkbox"/>	

<p>合同会社 Y. STORY建築事務所 〒207-0023 東京都東大和市上北台3-429-3-401 TEL 042-563-5083 E-mail info@y-story.jp</p>

受付番号	—	担 当	受 付
検査区分	保証申し込み		
保証料金			

■保証のお申し込みに関しご注意いただきたい事項

Y.STORYかし保証にお申し込みいただき、ありがとうございます。

お申し込みいただきました住宅の保証に関しまして、次の事項に特にご注意いただきたくよろしくお願いたします。

ご不明な点、お気づきの点がございましたら当社までご照会ください。

なお委任者および受任者はこの申し込みによる契約を日本国の法令等を遵守し、互いに協力し、信義を守り誠実に履行します

1.保証料のお支払いについて

当社が引き受けた保証申し込みの保証料の全部または、一部が当社の支払期日までにお支払いのない場合、当社はその申し込みを取消することができます。また、お申込者様の都合により、保証申し込みを取下げの場合又は取り消しの場合は当社所定の事務手数料を申し受けます。

2.保証について

- 1)検査適合証を交付した物件について、有効期限内*1に保証申し込みをすることにより保証が受けられます。ただし検査修了後引渡しまでに検査対象部分に係る改修工事を行っていない場合および当該住宅に変状が生じていない場合に限りです。
- 2)構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合、雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合に工事費用相当額の保証金を支払います。また、加入する住宅瑕疵担保保険法人の保証内容により、給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合についても保証金を支払います*2。
- 3)検査適合証を交付した検査事業者が加入した住宅瑕疵担保責任保険法人の保険の範囲内で保証を行います。
- 4)瑕疵が発生した場合には、保険会社の現地調査と補修工事内容の査定が必要です。査定前に補修工事を行なった場合は保証できません。
- 5)保証の限度額は1,000万円となります。保証期間は引渡日を始期として1年間又は2年間です。
- 6)お支払いする保証金の範囲は事故を補修するための費用、調査費用、仮住まい・転居費用となります。
- 7)引渡後リフォーム型特約をお申し込みの場合は、当社とリフォーム事業者は連帯して保証を行います。
- 8)保証金をお支払い出来ない主な場合は、次にあげる事由により生じた損害となります。
 - ① 売主、リフォーム工事の請負人もしくは下請け人、買主またはこれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
 - ② 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象、または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然もしくは外来の事由
 - ③ 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出または土地造成工事の瑕疵
 - ④ 対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくはその他類似の事由
 - ⑤ 植物の根等の成長または小動物の害
 - ⑥ 対象住宅以外の財物の滅失もしくはき損または対象住宅その他の材物の使用の阻害
 - ⑦ 給排水設備、電気設備またはガス設備の隠れた瑕疵により、当該設備の機能が失われたことによって生じた給排水設備、電気設備、ガス設備以外の設備または対象住宅の滅失またはき損*2
 - ⑧ 給排水設備、電気設備またはガス設備の製造者または販売者が被保証者に対して法律上または契約上の責任（保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含む）を負担すべき瑕疵*2
 - ⑨ 対象住宅に採用された工法に伴い対象住宅に生じうる雨水の浸入、すきま、たわみ等その他の事象
 - ⑩ 対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
 - ⑪ 検査事業者が不適当であると指摘したのにもかかわらず、売主または買主が採用したまたは採用させた設計・施工方法または資材の瑕疵
 - ⑫ 保証契約の締結後に行われた対象住宅のリフォーム工事(保証責任の履行による修補を含む)またはこれらの工事部分の瑕疵
 - ⑬ 保証契約の締結後に行われた対象住宅の修補作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣、または正当な理由のない修補の遅延
 - ⑭ 保証契約の締結時において実用化されていた技術では予防することは不可能な事象またはこれが原因で生じた事由
 - ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これに類似の事変または暴動
 - ⑯ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」という）が直接的または間接的な原因となって、住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害（以下「被害」という）が生じた場合は、この被害にかかる損害（地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、住宅が滅失または損傷していない場合を除く）
 - ⑰ 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑱ 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- *1 当該検査を実施した日から検査有効期間内に保証申込を行う場合で、対象住宅が買主への引渡し前に限り有効となります。
- *2 給排水管路は、事業者（管理者）が所有または管理している部分および設備機器に係る部分を除きます。

3.保証についての詳細

詳細につきましては、保証申し込み時にお渡しする住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する「重要事項説明書」及び付保証証明書に添付される普通保険約款・特約をご参照ください。

4.個人情報の取り扱い

当社は、取得した個人情報は申し込みの目的以外に使用しません。その他弊社プライバシーポリシーに乗っ取り取り扱います。

5.権利及び義務などの譲渡の禁止

この申し込みによる契約から生ずる権利または義務は委任者からの書面による承諾を得なければ、第三者に譲渡することまたは継承することはできません。

6.反社会的勢力の排除

当社は、申込者もしくは受益者が、暴力団関係者、関係企業またはその他の反社会的勢力に該当する場合、引き受けの拒否または既に引き受けたものの取り消しをすることができます。

7.指定紛争処理機関

保険（保証）に加入した住宅の事故に関する保険金支払いに関して、保険法人と紛争が生じた場合の紛争処理機関は「一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会」です。

- 【審査を請求するための条件】
- ・事故を通知した日から原則2カ月を経過していること
 - ・保険協会審査会への申請料55,000円（消費税込）を負担すること

【連絡先】
一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口
TEL 03-3580-0338

8.管轄裁判所

申込にもつづく契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。